

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）からの避難に伴い、飼育して野馬追いにも参加していた馬一頭の処分を余儀なくされた申立人について、馬の処分費用、処分した馬の財物損害及び馬を処分した精神的損害が賠償された事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と、被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

#### 記

##### 損害項目

（1）馬の処分（運搬）費用	金1万5000円
（2）処分した馬の財物賠償	金18万0000円
（3）馬を処分した精神的損害	金15万0000円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目についての和解金として、金34万5000円の支払義務のあることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算

申立人と被申立人は、第1項（1）記載の損害項目については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何ら債権債務がないことを相互に確認する。

### 5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年10月16日

（仲介委員 中井美紀）